

大河内地区まちづくり協議会 大河内地区防災計画 ～地区の助け合いルール作り～

平成31年1月
阪内地区

阪内地区の概要

阪内地区の特徴

人口	世帯数	65歳以上の割合
257人	109世帯	45.1%

(平成31年1月現在)

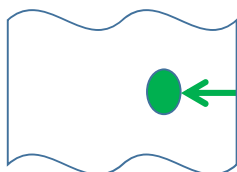
東西に流れる阪内川と川に沿って県道青山29号線沿いに集落が点在し、95%以上が山林ですが、静かで住みよい地域であります。昭和30年代は150世帯もあり、人口も600人以上が住んでいた時もありますが、年々人口減少が続き、空き家や田畑の放棄地が増へ高齢化が益々進んでいます。

過去の災害経験

- ・昭和34年9月26日の伊勢湾台風
- ・昭和57年台風10号（57災害）

風水害や南海トラフ地震の被害想定

- ・南海トラフ地震時にはどのような状況になると思われるか？（別紙①に記入）



阪内地区



別紙①

被害想定

- 1、山崩れ・崖崩れ・地すべり・川の氾濫・土砂災害
- 2、土砂崩れによる建物倒壊
- 3、電気・水道・道路・通信の不通
- 4、地域の孤立化（県道29号線決壊、倒木などに伴う時）

阪内地区避難計画

阪内地区の目標

「災害時の安心安全は
一人一人の助け合い」

阪内地区の緊急避難場所

大河内小学校
大河内地区市民センター

避難行動時の基本ルール

- 普段から家族及び地域で基本ルールを話し合う
- 避難時のコースと最寄りの避難場所確認・避難時の非常持ち出し品の確認
- 避難時の適切な行動と連絡方法など
- 高齢者等の要支援者の避難優先、地域の家族構成、安否確認

避難所運営時の基本ルール

- 役割分担を決め一人一人が助け合い
- 避難所内での生活ルールを作成し、他者への配慮をする
- 高齢者等の要配慮者への心配り

阪内地区における避難所等の位置



阪内地区の避難先と避難時のルール（風水害）

① 台風接近前の避難

・阪内町安心安全連絡網による状況・情報連絡の徹底・お年寄りや一人住まいの方には、早期に避難準備と避難場所、避難方法を連絡

② 台風接近直前の避難

・避難準備と避難場所、非常持ち出し品の確認
・大雨警報（土砂災害）発表時、阪内防災センターは、土砂災害警戒区域に掛かるため、大河内小学校か大河内地区市民センターに避難支援する。

③ 避難勧告等発令時

・各世帯に対し連絡網により連絡を図り、避難場所・避難者等の安否状況を取る。

④ 阪内川増水時

・安全な住人の家に避難し、班長に連絡する、班長は随時自治会（自主防災会）会長に連絡する。

避難時の 留意点

- ・班長は「安心安全」連絡網により、各家庭の避難状況を把握した後、自治会（自主防災）会長に報告
- ・自治会（自主防災会）会長は、地区住民の避難状況を把握した後、支援が必要な人がいないかどうかを確認する。
- ・要配慮者に対しては、複数人員で対応する。

阪内地区の避難先と避難時のルール（地震）

① 平時の確認事項

- ・日頃から危険個所（家屋や家具類の転倒及び耐震などをチェック）点検
- ・阪内町の「安心安全」連絡網を確認と整備

② 地震発生直後の行動

- ・身を守る行動をする、火元やブレーカーを切っているか確認
- ・阪内町連絡網による地震被害の把握と住民の安否確認

③ 避難行動時

- ・大きな地震の場合、余震に注意し、阪内防災センターが安全な場所へ避難する。
- ・隣近所の安否確認

④ 避難所到着後

- ・住民の安否を班長または自治会（自主防災会）会長に連絡

避難時の 留意点

- ・風水害時の避難の留意点に準ずる。

大河内地区防災計画のPDCAサイクル

作成目的 大規模災害発生後72時間（3日）までの地区の助け合い計画

活用組織 自治会、自主防、福社会、消防分団、学校区等を活用

活用費用 市からの補助・助成を確保し、これを活用しながら進めていく

